

7 日常生活用具

○ 日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。
※必ず購入の前にご相談ください。

自己負担額	原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、費用が基準額を超えた場合、基準額の1割及び基準額を超えた費用が自己負担となります。
必要書類等	精神障害者保健福祉手帳、印かん、世帯の課税状況を証明できるもの ※給付対象者について個人番号の提示が必要です。（巻末をご参照ください）
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）
備考	耐用年数内の再給付については、個別にご相談ください。

<障害児（者）>

品目	対象者	耐用年数	基準額
頭部保護帽	1) 平衡・下肢・体幹機能障害のある方または療育手帳A以上の方 2) 精神障害者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方（いずれも3歳以上）	3年	スポンジ、革を主材料とするもの 15,200円
			スポンジ、革及、プラスチックを主材料とするもの 36,750円

○ 車いすの貸与

無料・期限付きで車いすを貸与します。

対象者	介護保険制度や障害福祉サービスを利用できない方、けがや病気などで車いすを一時的に必要としている方
貸与期間	最大で3か月まで
窓口	つくば市社会福祉協議会 介護保険係 電話 029-879-5511

8 地域生活支援

○ 移動支援サービス利用費の助成

つくば市障害者移動支援事業の協定事業者から、受給者が移動支援サービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する事業です。

■移動支援サービス：障害者が円滑に外出することができるようヘルパーが付き添い外出介護を行うサービスです。（※車両を使用する移送サービスではありません。）

受給対象者	① 身体障害者手帳1級または2級の方 ② 療育手帳の交付を受けている方 ③ 精神保健福祉手帳の交付を受けている方 ※視覚障害により移動に著しい困難を有する方は、介護給付の「同行援護」を優先的にご利用ください。
手続及び利用方法	利用方法等に一定の条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。
協定事業所	市障害福祉課ホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

○ 日中一時預かりサービス利用費の助成

つくば市障害者日中一時支援事業の協定事業者から、介護対象者が日中一時預かりサービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する事業です。

■日中一時預かりサービス：施設等において一時的に障害者等を預かり、その介護を行うサービスです。（※宿泊を伴わないものに限ります。）

受給対象者	次のいずれかに該当する介護対象者を居宅において介護している方 ① 障害福祉サービスの短期入所の支給決定を受けている方 ② 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている18歳未満の方 ③ 医師の診断書により心身に障害があると認められる18歳未満の方
手続及び利用方法	利用方法等に一定の条件がありますので、詳細については、お問い合わせください。
協定事業所	市障害福祉課ホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

※お手続きに際してマイナンバー（個人番号）の提示が必要です。巻末のご案内をご覧ください。

○ 地域活動支援センター事業

内 容	I 型 主に精神に障害のある方を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等のサービスを実施します。 また、障害者等の地域生活支援の促進を図るため、専門職員を配置し、相談支援事業、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
利用方法	障害福祉課・実施事業所にお問い合わせください。
事業所	市障害福祉課のホームページを参照してください。 ※インターネットに接続できる環境のない方は、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

○ ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、または、認知症の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう、作成されたマークです。

対象者	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、または、認知症の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方。
必要書類等	ヘルプマーク申請書
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

○ 茨城県生活福祉資金貸付・小口資金貸付制度

障害者世帯等に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図るために資金の貸付を行います。

貸付目的	資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行うことにより、安定した生活が送れるようにするための貸付制度です。資金の種類により貸付要件は異なり、申請後に審査があります。まずはご相談ください。
窓口	つくば市社会福祉協議会 総務企画係 電話 029-879-5500

○ 日常生活自立支援事業

福祉サービス等の利用援助や日常的金銭管理等を支援する事業です。

対象者	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方で、日常生活を営む上で必要となる事項について、自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる方であって、かつ支援計画に定める援助にかかる契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方。
内容	福祉サービス等の利用援助、生活費の払戻し等日常的金銭管理、書類等の預かり
利用料	相談は無料。契約後の支援は有料。（生活保護受給の方は無料） <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス等利用援助及び日常的金銭管理：1回1時間あたり1,100円 ・書類等預かりサービス：月額500円
窓口	つくば市社会福祉協議会 生活支援係 電話 029-879-5511

○ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等によって、自分だけでは十分な判断ができない方のために、後見人等を選任して本人の意思決定を支援し、生活や財産等を守る権利を守る制度で、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

	法定後見制度	任意後見制度
内容	認知症や知的・精神障害等で判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所に選任された後見人等（後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わり財産管理と施設入所契約等の法律行為を行う制度です。家庭裁判所への審判申し立てが必要です。	将来、認知症等で判断能力が不十分になった場合に備えて、自ら選んだ人（任意後見人）に、事前に財産管理や生活支援を依頼したい内容について、事前に定める契約（任意後見契約）を公正証書によって結んでおく制度です。
申立て等	水戸家庭裁判所土浦支部 土浦市中央 1-13-12 電話 029-821-4349	土浦公証役場 土浦市富士崎 1-7-21 和光ビル 4階 電話 029-821-6754
相談窓口	つくば市社会福祉協議会 つくば成年後見センター つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 1階 電話 029-879-5511	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部 水戸市五軒町 1-3-16 茨城司法書士会館内 電話 029-302-3166
	茨城県社会福祉士会 権利擁護・成年後見センター ぱあとなあいばらき 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館 5階 電話 029-244-9030	

○ あんしん生活支援サービス

お元気なうちに、認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「見守り契約、財産管理契約」、亡くなった後のご本人の希望を実現する「死後事務委任契約」について、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」とパッケージで提供いたします。

対象者	つくば市民で判断能力のあるひとり暮らしの高齢者、もしくは高齢者夫婦世帯、または、障害のある方
内容	① 見守り契約 支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活状況、及び、健康状況を把握して、任意後見の開始時期を見定める契約です。 ② 財産管理契約 ご本人の財産管理やその他の生活上の事務について代理権を設定し、具体的な管理内容を決め委任する契約です。 ③ 死後事務委任契約 成年後見人等や任意跡見人の職務は、本人の死亡により終了します。本人が亡くなった後の諸手続き（葬儀、埋葬、家財の一片付けなど）の事務を委任する契約です。
利用料	相談は無料。支援は有料。 ア 契約手続き支援料/30,000円 イ 基本料金/月3,000円（見守り活動、貸金庫使用料含む） ウ 個別サービス利用料/1時間1,500円（以降30分750円加算） ※別途、公正証書作成料など実費負担あり
窓口	つくば市社会福祉協議会 生活支援係 電話 029-879-5511

○ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難で、介護者がいない重度障害のある方が入院した場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療従事者に伝えることができるホームヘルパーを医療機関に派遣し、本人と医療従事者との意思疎通支援を行います。

（※身体介護、家事援助等の介護サービスの提供は対象外）

対象者	次の全てにあてはまる方 ① 本市に住所がある方 ② 本市の障害福祉サービスの支給決定を受け、居宅介護または重度訪問介護を現に利用している方 ③ 自力で意思疎通を図ることが困難な者のうち、医療従事者との間でコミュニケーション支援が必要な方 ④ 単身世帯の方またはこれに準ずる世帯の方
利用方法	詳細については、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害福祉課 電話 029-883-1111（代）

○ 「避難行動要支援者名簿」への掲載と名簿情報の提供

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、災害発生時の避難等に関して特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられました。

また、この名簿に掲載された方の情報について、平常時から民生委員・児童委員や地域の自主防災組織などの「避難支援者」に提供し、災害発生時の円滑な避難支援や安否確認に活用することになりました。**（※名簿情報が提供されるのは、名簿に掲載される方本人が同意をした場合に限りです）**

対象者	<p>(避難行動要支援者名簿に掲載される方の要件) <u>生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定 3～5 を受けている方 ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓・じん臓機能障害のみで該当する方を除く） ③ 療育手帳(A)・A を所持する知的障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者で、単身世帯の方 ⑤ その他、自ら避難することが困難と市が判断する方 <p>※各要件に該当する方は、本人の意思を問わず名簿に掲載されます。</p>
名簿の提供	<p><u>避難行動要支援者名簿に掲載された方本人の同意に基づき</u>、平常時から以下に掲げる<u>全ての避難支援者</u>に名簿情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防機関（お住まいの地域の消防団を含む） ② 警察機関 ③ 民生委員・児童委員（お住まいの地域の委員のみ） ④ つくば市社会福祉協議会 ⑤ 自主防災組織（お住まいの地域の組織のみ） <p>※「名簿情報」：氏名・年齢・性別・住所・電話番号・避難支援を必要とする理由</p>
手続き	<p>「対象者」欄の要件に該当する方は、「避難支援者への情報提供に関する同意書」に必要事項を記入（必ず情報提供に関する同意の有無を選択してください）の上、社会福祉課に提出してください。（※情報提供を希望しない場合もご提出をお願いします。）</p>
窓口	<p>社会福祉課 電話 029-883-1111（代）</p>

9 各種交通機関の利用について

○ 「つくバス」(コミュニティバス)「つくタク」(乗合タクシー)等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、つくバス・つくタクを利用する場合、運賃及び定期券(定期券はつくバスのみ)が割引になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方及びその介護者(1名)
利用方法	運賃支払いの際または定期券購入の際に手帳を提示してください。(本人確認等のため、手帳中面も提示してください。)スマートフォン向け障害者アプリ「ミライロ ID」を利用する場合は、ミライロ ID の提示をもって手帳の提示に代えることができます。(ミライロ ID を提示する場合でも、手帳本体の携帯が必要です。)
お問合せ先	総合交通政策課 電話 029-883-1111 (代)

区分	割引対象	割引内容	利用方法
つくバス	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳(またはミライロ ID)を提示し、割引運賃額を現金、回数券またはPASMO等の交通系ICカードで支払ってください。なお、回数券を購入する際に障害者手帳をご提示いただくと、利用時におつりが出ないよう券種の調整ができます。
	通勤定期券 通学定期券	各定期券の3割引	定期券購入の際に、次の販売窓口到手帳を提示してください。 販売窓口：関東鉄道(株)学園サービスセンター、同つくば北営業所、同つくば中央営業所、牛久都市開発(エスカード2F エスカードプラザ内)
つくタク	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳(またはミライロ ID)を提示し、割引運賃額を現金または利用券でお支払いください。現金はお釣りのないようお願いいたします。 ※つくタクの利用に当たっては、事前の予約が必要です。利用方法の詳細については、市役所や窓口センター等で配布している「つくタクガイド」または市ホームページをご覧ください。
つくばね号	運賃	通常運賃の半額	運賃支払いの際、運転士に手帳を提示し、割引運賃額を現金または回数券でお支払いください。

○ 乗合バス(路線バス・高速バス)運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、乗合バス(路線バス・高速バス)を利用する場合、各運行会社が設定する割引率により運賃の割引を受けられる場合があります。割引率・割引を受ける方法等は各運行会社へお問い合わせください。

○ 国内航空運賃の割引

精神障害者（12歳以上）の方が国内航空を利用する場合、一部の航空会社において、当該障害者及び介護者1名の運賃が割引されます。手続きの方法や割引額等、制度の詳細については各航空会社へお問い合わせください。

○ タクシー料金の助成（障害者タクシー運賃助成券）

外出する際にタクシーを利用する際の運賃を一部助成します。

対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳①・A・B、 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ※次の各号のいずれかに該当する者は助成を受けられません。 ①自動車税や軽自動車税の減免を受けている方 ②交通ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成の利用登録をされた方 ④ 医療機関に入院中の方 ④福祉施設や老人福祉施設等に入所または入居している方
助成額	助成券1枚につき500円（1回の乗車につき3枚まで使用可）を助成します。ただし、釣銭を受け取ることはできません。 年間36枚（透析療法を実施している方は年間108枚） ※利用券は、譲渡・再発行できません。
必要書類等	障害者手帳 ※毎年4月1日から新年度の券に切り替わります。年度ごとに申請が必要です。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

○ 交通系ICカードによる鉄道・バス利用運賃の助成

重度障害者本人が外出する際に、交通系ICカードを利用して、鉄道・バスに乗車した場合の運賃を一部助成します。

対象者	身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ※助成を受けようとする年度に自動車税や軽自動車税の減免を受けている方、障害者福祉タクシー券の交付を受けている方、医療機関に入院中の方、福祉施設に入所・入居している方は助成を受けられません。
助成額	18,000円（助成上限額）
必要書類等	障害者手帳、助成に利用する交通系ICカード（手帳をお持ちの本人の記名式カードに限ります。） ※助成を受けるには事前に利用登録が必要です。（登録完了前に利用した分は助成の対象となりません。）
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111（代）

○ 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等が、障害者や高齢者等一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービスです。

対象者	身体障害者、介護保険の要介護者・要支援者、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有し、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方（対象としている方は、各団体によって異なります。）
利用方法	利用するには、あらかじめ国土交通省による登録を受けた団体への会員登録が必要です。お住まいの地域にある団体等については、お問い合わせください。
実施団体	実施団体等については、障害福祉課までお問い合わせください。
窓口	障害者地域支援室、高齢福祉課 電話 029-883-1111（代）

○ つくば市路外駐車場の料金の減額

心身に障害のある方（つくば市に住所を有する方）が自動車を運転する場合、または家族等が運転する自動車に同乗する場合に、市営の路外駐車場の駐車料金が減額されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
手続	普通駐車場料金減額申請を行い「特別駐車カード」の交付を受けてください。
必要書類等	障害者手帳
内容	つくば駅前広場駐車場、研究学園駅北口広場駐車場、みどりの駅西口広場駐車場の利用料金が半額になります。 <各駐車場の利用料金（減額前）> ○つくば駅前広場駐車場 ○研究学園駅北口広場駐車場 ○みどりの駅西口広場駐車場 ・ 駐車時間が20分まで 無料 ・ 20分経過後は、10分ごとに100円を積上 ・ 料金の上限なし
窓口	公園・施設課 電話 029-883-1111（代）

○ 自転車等駐車場の料金の免除

心身に障害のある方が、市営の自転車等駐車場を使用する場合、使用料金が免除されます。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
必要書類等	障害者手帳 ※下記管理事務室に免除の申請をしてください。
内容	市営自転車駐車場の使用料金が免除されます。
お問合せ先	つくば駅中央自転車駐車場〔第一区画〕管理事務室 電話 029-853-8019 公園・施設課 電話 029-883-1111（代）

○ 障害者特別駐車券の交付

心身に障害のある方が自動車を運転する場合、または家族等が運転する自動車に同乗する場合に主につくば駅付近の駐車場利用料金が割引となる特別駐車券を交付します。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
必要書類等	障害者手帳
内容	(一財)つくば都市交通センターが運営する駐車場の利用料金が時間制駐車に限り半額になります。お店のサービスとは併用できません。
窓口	障害者地域支援室 電話 029-883-1111 (代)

○ 駐車禁止の除外

障害のある方が、自ら運転または家族等の運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章(駐車禁止除外指定車標章)を車内の前面の見やすい箇所に掲出することで、道路標識等により駐車を禁止されている道路における規制対象から除外されます。ただし、道路標識等により駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所、駐車の方法に従わない駐車等はできません。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受け、一定の要件に該当する歩行困難者※詳細はお問い合わせください。
必要書類等	申請書、各種手帳の写し(それぞれ2部)
問合せ先	つくば市学園の森3-50-1 つくば警察署 電話 029-851-0110

○ いばらき身障者等用駐車場利用証制度

公共施設や店舗などにある身障者等用駐車場を必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者手帳交付者などを対象に利用証を交付します。

対象者〔障害〕	身体障害者手帳	視覚、聴覚または平衡機能の障害 視覚障害：1～4級、聴覚障害：2・3級 平衡機能障害：3・5級
	肢体不自由	上肢機能障害：1・2級、下肢機能障害：1～6級 移動機能障害：1～6級、体幹機能障害：1～3・5級
	内部障害	心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 各4級以上
	療育手帳	「A」及び「A」
	精神障害者保健福祉手帳	1級
必要書類等	障害者手帳 ※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要	
対象者〔難病〕	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方	
必要書類等	上欄掲載の各受給者証 (※代理人申請の場合、代理人の本人確認書類が必要)	
申請・交付・返却	障害者地域支援室	電話 029-883-1111 (代)
制度のお問合せ	県福祉部長寿福祉課	電話 029-301-3326 FAX 029-301-3349